

在宅酸素供給装置の保守点検事業者のための
緊急・災害対応体制の整備に関する手引書

令和4年3月



厚生労働省

医政局地域医療計画課

<目次>

| | |
|-------------------------------|----|
| I 目的 | 1 |
| II 平時の準備 | |
| 1. 情報の整理 | 1 |
| 2. 24時間対応が可能な体制の整備 | 2 |
| 3. 酸素供給装置等の備蓄 | 3 |
| 4. 事業者の停電対応について | 4 |
| 5. 患者への非常用電源の準備 | 5 |
| 6. 患者への緊急・災害準備の周知等 | 5 |
| 7. 支援・代行対応体制の確認 | 6 |
| 8. 携帯用酸素ポンベの充填、配送事業者との連携体制の確認 | 7 |
| 9. 緊急・災害対策マニュアルの作成 | 7 |
| 10. 緊急通行車両 | 8 |
| III 緊急・災害時の対応 | |
| 1. 活動組織の設置 | 9 |
| 2. 患者の被災状況の医療機関への報告 | 9 |
| 3. 洪水、高潮等の水害対策 | 9 |
| IV. 事後処理 | 9 |
| <参考資料1>患者の緊急・災害時の対応 | 10 |
| <参考資料2>緊急・災害対策マニュアルの記載項目例 | 11 |
| <参考資料3>具体的な緊急・災害活動開始基準の策定 | 12 |
| <参考資料4>緊急・災害時の優先通信について | 13 |

I 目的

在宅酸素療法患者は、全国に18万人程度存在しており、緊急・災害時に停電が起こった際には、在宅酸素供給装置の保守点検事業者（以下、「保守点検事業者」という。）が在宅酸素療法患者に対し、安全確認を行い、必要に応じて携帯用酸素ポンベの緊急配送等を行っている。

本手引書は、小規模事業者も含めた保守点検事業者に向けた緊急・災害時の具体的な対応手順について平時の対応も含め整理し、現状の体制の点検・見直しを図ることにより、在宅酸素供給装置保守点検業務の質の向上、ひいては患者が安心できる在宅療養の環境整備を図ることを目的とする。

なお、保守点検事業において、酸素濃縮装置や携帯用酸素ポンベ、中・大型医療用酸素ポンベや医療用液化酸素容器等の酸素供給装置が必要であり、緊急・災害時の対応においては、それらを供給するために酸素濃縮装置を製造する在宅酸素機器製造等事業者、医療用酸素を製造する医療用液化酸素製造工場及び医療用酸素充填工場の協力も必要になることに留意が必要である。

- ※ この手引書は、一般社団法人日本産業・医療ガス協会へ手引書案の作成を含めた「緊急災害時在宅酸素療法患者支援に係る調査等委託事業」の報告書を基に作成している。同委託事業では、同協会の医療ガス部門会員会社等に対する緊急・災害対応体制に関するアンケートを実施している。

II 平時の準備

1. 情報の整理

(1) 患者情報

- 患者宅の住所・地図・電話番号、かかりつけの医療機関名・主治医名の記入された在宅酸素供給装置の使用者リスト（患者台帳）を整備する。
- 使用者リスト（患者台帳）は、更新やデータの整理などが適宜できるよう電子データで作成し、定期的に更新（年1回程度）する。
- 使用者リスト（患者台帳）は、安否確認の優先順位をあらかじめ設定する。
- 停電しても対応できるようにあらかじめ使用者リスト（患者台帳）を印刷し、緊急・災害時でも取り出しが容易な鍵のあるキャビネット等の定めた場所に保管しておく。
- かかりつけ医療機関の緊急連絡先（電話番号、FAX番号等）を整理しておき、定期的に更新（年1回程度）する。
- 緊急・災害時に対象地域の患者を迅速に把握するためには、患者情報管理システム（患者の避難状況、処方流量等の情報が即座に分かるもの）を利用することも有効である。

(2) 避難所の把握

緊急・災害時に患者の避難先を迅速に特定することで携帯用酸素ポンベ配送等の緊急・災害支援活動が円滑に行えるため、患者の避難所を確認する。

- 患者の居住地の避難所について、各市町村のホームページや配布資料（パンフレット等）等で住所などを確認する。
- 緊急・災害時の避難場所として、「緊急避難場所」、「避難所」等が指定され、緊急・災害の種類に応じて開設する施設が異なるため確認する。

※ 緊急避難場所：緊急・災害の危険から一時的に逃れるために避難する場所

※ 避難所：家屋の倒壊等により自宅で生活できなくなった方が一定期間滞在するための場所

- 福祉避難所について、各市町村のホームページや配布資料（パンフレット等）等で住所などを確認する。
- 避難行動支援者名簿に登録することは、緊急・災害時の安否確認や避難支援の円滑化に結びつくため、自治体からの個別計画への協力要請があった場合はできる限り対応する。
- 自治体が作成する避難行動要支援者名簿への登録は、医療機関との連携も図りながら患者を支援する。
-

※ 福祉避難所とは、地域の実情に応じて設定するもので要配慮者（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のことであり一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設のことをいう。

（3）安否確認の優先順位

緊急・災害時の対象患者の被災状況の確認の優先順位（高齢者、高流量、人工呼吸器併用者等）をあらかじめ決めておく。

以下は、患者支援活動の優先順位をつける項目として考えられる。

- 高流量 最低流量が3L/分以上、（自事業所の状況等を勘案し決定）で24時間/日使用の使用患者
- 人工呼吸器併用患者
- 独居や老夫婦等、避難行動が単独で困難と思われる患者
- 通行不能となる危険性がある地域（孤立する可能性の高い地域）の患者
- 離島やへき地の患者
- 緊急用酸素携帯用酸素ボンベが設置されていない患者
- 上記の患者を更に、在宅酸素供給装置の使用時間を考慮（24時間/日使用＞労作時のみ使用＞夜間のみ使用）の項目で順位付け

2. 24時間対応が可能な体制の整備

緊急・災害時には、24時間体制の構築が必要である。多くの事業者が平時においても24時間体制を整えているが、緊急・災害時は、平時と異なる体制の構築が必要である。また、これらの体制は定期的な見直しも必要である。

（1）患者からの受信体制

① 24時間（365日）患者からの連絡を確実に受けられる体制の構築

- コールセンター体制（複数設置することが望ましい）
- 当直体制又は当番制による自宅待機
- 専門事業者への委託

② 通信手段の確保

- 患者との通信手段（固定電話、携帯電話、衛星電話、SNS、緊急・災害用伝言ダイヤル等）を決めておく。
- 親族等の住所、電話番号など患者の第2連絡先を定期的に確認する。

※ 通信方法は複数確保する。

※ 緊急・災害時に一般回線より繋がり易い優先電話（いわゆる緊急・災害時優先通信）を確保する。

※ 停電時にも使用できる通信方法を確保する。

※ 携帯電話及びパソコンの電源の確保を目的に非常用電源を整備する。

<参考資料1>「緊急・災害時の優先通信について」を参照

(2) 活動組織の編成

緊急・災害時は、多くの情報収集・整理、決定事項があり、迅速な対応が要求されるため、下記を処理することを目的とした組織を編成しておく。

- ① 従業員（家族を含む）の安否確認
 - 電話、メール等による出社指示・活動指示
 - 家族を含めた被災した従業員への対応
 - 被災状況等を踏まえたローテーションの作成
- ② 患者対応
 - 患者からの入電対応に必要な確認事項
 - 患者の安否確認の方法
- ③ 医療機関等への対応
 - 医療機関への対応（患者の安否等の情報提供）
 - 行政への対応（患者の安否等の情報提供）
- ④ ライフライン等の確認
 - インフラの確認（通信・道路・電気・水道・ガス）
 - 物資の確認（依頼相手、経路）
- ⑤ 緊急・災害の範囲、被害の度合いなどの情報収集・整理

(参考) 東日本大震災時の状況（安否の確認、酸素供給情報）

- 被災地では道路が寸断され、また、燃料不足もあって搬送が思うようにいかない中、電話が繋がらない患者については1軒ずつ直接訪問し、安否確認を実施した。
- 患者宅を直接訪問しても会えなかった場合は、事業者の連絡先等をポスティングし、さらに患者会を通じてNHK、地元の放送局、新聞社等に依頼して、患者から業者に連絡してくれるように呼びかけが行われたことにより安否確認が進んだ。
- 在宅酸素療法の患者が医療施設に殺到するとともに、業者に携帯用酸素ポンベを直接取りに来る場合も多く、行列ができることもあった。
- 地域ラジオ局に携帯用酸素ポンベがどこで入手できるか放送を依頼したり、ツイッターで酸素供給情報を流し、それらの情報が役立った事例も報告されている。
(出典) 医療ガスと医療ガス設備 大震災の教訓と大震災への防災対策
[一般社団法人 日本産業・医療ガス協会 平成24年10月]

3. 酸素供給装置等の備蓄

(1) 緊急・災害用の酸素供給装置の備蓄

- 自事業所の対応体制を勘案して緊急・災害時に必要な数量の携帯用酸素ポンベ、酸素濃縮装置等を在庫しておく。
- 停電による酸素濃縮装置の作動不能に備えて、医師と相談の上、必要に応じて患者宅に携帯用酸素ポンベを設置する。
- 携帯用酸素ポンベの本数は、最低処方流量で、自事業所の対応体制を勘案して供給できるまでの時間分とすることが望ましい。
- 携帯用酸素ポンベとその付属品については、患者宅にあるものは緊急・災害時に使用不能になると想定して、事業所にも確保しておく。

(2) 備蓄している酸素供給装置等の定期的点検、確認

- 備蓄している酸素濃縮装置は、メーカーの指定する点検を定期的実施する。あるい

は吸着筒のゼオライトの劣化を防ぐために定期的な運転を実施し、酸素濃度、流量について適正か確認する。

- 備蓄している携帯用酸素ポンベ、液化酸素容器については、定期的に耐圧期限、使用期限を確認し、緊急・災害時に複数回充填できるよう入れ替えを行う。
- 備蓄している酸素供給装置の圧力調整器、流用調整器、圧力計、パッキン等の付属品については、定期的に外観確認、動作確認等を行う。

4. 事業者の停電対応について

(1) 大規模停電時の想定されるリスクの洗い出し

2018年北海道胆振東部地震を教訓とし、以下のような大規模停電で想定されるリスクの洗い出しを行う。

- 停電による酸素濃縮装置の稼働停止による酸素不足による健康被害
- 酸素濃縮装置から携帯用酸素ポンベへの転換による携帯用酸素ポンベの不足
- 中大型医療用酸素ポンベ、医療用液化酸素容器等の不足
- 停電による医療用液化酸素製造プラントの停止に伴う医療用液化酸素貯槽の在庫量不足
- 停電による医療用酸素充填工場の充填ポンプの停止、充填不可
- 携帯電話の電池切れによる通信の途絶
- 停電による患者情報管理システムの情報遮断等

(2) 非常用発電機の導入

地震、台風、洪水、土石流等の緊急・災害時に発生する可能性のある停電を想定し、非常用発電機を導入することが望ましい。

(3) 既存非常用発電機の発電能力

- 事務所 OA 機器に対応する発電能力を調査し、非常用発電機の発電能力と照合し、必要最低限のパソコン、プリンター複合機等必要と判断される OA 機器に対応できることを確認する。
- 冷蔵庫やコンプレッサ等のモーターで作動する機器は、定格電力の 3~4 倍の容量を必要とすることに注意する。
- 医療用酸素充填工場用として既に非常用発電機を所有している事業者は、定期的に動作運転を実施する。

(4) 非常用発電機の対応時間

- 非常用発電機の作動対応時間は、緊急・災害対応の時間として 72 時間以上とすることが望ましい。
- 非常用発電機の燃料は、LPG を使用することが望ましい。ガソリン、灯油、軽油、重油は、燃料タンクに入れた状態で長期保管すると著しく劣化し、いざという時に作動しない恐れがある。

※ 緊急・災害対応の時間としての 72 時間は、内閣府「大規模緊急・災害時における地方公共団体の業務継続の手引き」P58 に人命救助の観点から重要な「72 時間」は、外部からの供給なしに非常用電源(発電機)を稼働可能とする措置が望ましい。」とされており、一般的に 72 時間が用いられる。なお、北海道胆振東部地震では 2 日間で約 99% のエリアで通電が復旧している。

(5) 非常用発電機の使用法の各事業所への周知と動作確認等の実施

緊急・災害対策マニュアルの周知を含めた定期的な訓練は、緊急・災害時に非常用発電機を間違いなくかつタイムリーに作動させることが出来る有効な方法であるため、非常用発電機の使用法についての各事業所への周知と定期的訓練を行う。

5. 患者への非常用電源の確保

酸素濃縮装置が停電により停止した際には、まず携帯用酸素ボンベでの対応を行い、酸素ガス供給を絶やさないように患者と連絡をとり、携帯用酸素ボンベの供給に努める。

また、主治医と相談し、非常用電源の必要な患者を確認した上で、可能な限り以下の対応を行う。

- ▶ 大規模停電への備えとして、酸素濃縮装置が動作する非常用電源の種類を把握しておく。非常用電源として、蓄電池式ポータブル電源、非常用発電機、電気自動車などがある。
- ▶ 非常用電源常用は、予め使用している機器が正常に動作することを確認しておく。
- ▶ 非常用発電機や蓄電池等は、インバーター式で正弦波出力の製品を選択し、発電容量は酸素濃縮装置の定格電源入力 of 4 倍以上の発電機を選定する。
- ▶ 蓄電池は、経年劣化により充電時間が長くなり、電源供給時間が短くなる恐れがあるために平時から電力供給時間を確認する。

6. 患者への緊急・災害準備等の周知

設置時、定期点検時には、主治医による患者（その家族を含む）への緊急・災害時の対処方法に関する説明を踏まえ、補足説明することが重要である。なお、説明は、医療上の指導（病状の説明）と誤解されないよう言動に注意する。

<参考資料 2> 患者の緊急・災害時の対応を参照

(参考) 慢性呼吸器疾患患者さんの緊急・災害への備え (P17~18 参照)

補足説明を実施する際は、「これだけは知っておきたい慢性呼吸器疾患患者さんの緊急・災害への備え (作成: 日本呼吸器疾患患者団体連合会・日本呼吸器学会、後援: 日本呼吸器財団)」等の資料を活用すると良い。

https://www.jrs.or.jp/jrs_patient/info/disaster_preparedness.pdf

(1) 酸素供給装置の安全使用のための準備

- ▶ 在宅酸素供給装置は、火気から 2 m 以上離れたところに設置するとともに、転倒防止措置を行う。特に液化酸素装置は、2 m 以上離れを離し、適切な転倒防止策を講じる必要がある。
- ▶ 酸素は、支燃性のため火気類から遠ざける必要がある。
- ▶ 火災に備え、消火器の配置を確認しておく。
- ▶ 酸素濃縮装置を使用する患者に対しては、主治医の指示に基づき、緊急用として酸素濃縮装置の近傍の直ぐ使用できる場所に携帯用酸素ボンベを設置する。
- ▶ カニューラや延長チューブは、緊急・災害時の場合でも安全に使用でき、移動時の妨げにならないようにしておく。
- ▶ 医療機関との間で決められた緊急時の連絡先を在宅酸素供給装置に分かりやすく表示しておく。(事業者 (〇〇営業所) の電話番号等)

(2) 緊急・災害時に慌てないための準備

① 連絡先・操作等

- ハザードマップと避難場所を確認しておく。
- 医療機関、主治医、事業者、行政機関、電力会社等の緊急・災害時の連絡先電話番号を確認しておく。(外出時には携帯する)
- 停電時の連絡方法(携帯電話の使用方法等)を確認しておく。
- 事業者と連絡が取れない場合(電話が使用できない等)の対応(第2連絡先等)を確認しておく。
- 避難方法について、主治医や地方自治体、近隣の援助者等に相談しておく。
- 停電等により酸素濃縮装置が稼働しなくなることを想定し、携帯用酸素ボンベへの切り替え方法(特に夜間)や使用可能時間を把握しておく。
- 家族だけではなく、患者の療養を支援する者(親戚、ホームヘルパー、ボランティア等)にも在宅酸素供給装置の取り扱いを理解してもらう。
- 設置型液化酸素装置の酸素残量を常に確認し、速やかに携帯型液化酸素装置が使用できるようにしておく。

② 物品等

- 保有する携帯用酸素ボンベの残量を確認し、残り1本になったら配送を依頼する。
- 懐中電灯を配備しておく。(枕元や酸素濃縮装置の周辺)
- 処方流量を緊急・災害時に持ち出す手帳等に記入しておく。
- 予備のカニューラや携帯用酸素ボンベ用呼吸同調器(酸素節約装置)用の電池、上記の手帳(お薬手帳を含む)等を非常用持出袋と共に準備しておく。

③ その他

- 可能な限り、呼吸不全患者・難病患者の会等に参加し、情報交換を行っておくよう勧める。
- 呼吸リハビリテーションとして呼吸法(口すぼめ呼吸や複式呼吸等)の指導を医療者より受けておくよう勧める。

7. 支援・代行対応体制の確認

緊急・災害の状況によっては、自事業所だけで対応できないことが想定される。そのため、他事業所からの支援を得る場合の対応体制を構築しておく。また、自事業所が業務遂行能力を失うことも想定し、緊急・災害時の代行事業者を決めておくことが必要である。

(1) 自社内での支援

緊急・災害時対策マニュアルに体制の構築、支援内容、発動基準及び患者情報や確認項目を記載し、自社内で共有する。

(2) 他社による代行対応

- ① 緊急・災害時の代行契約締結
- ② 患者情報の共有に関して医療機関の承諾
- ③ 指揮命令系統の確認
- ④ 代行支援の範囲や活動ルールの確認、並びに人員の確保・機材の確保・車両の確保についての取り決め
- ⑤ 定期的な打合せや緊急・災害対応訓練の実施

8. 携帯用酸素ボンベの充填、配送事業者との連携体制の確認

携帯用酸素ボンベの充填、配送を委託している場合、委託先事業者と患者の安否確認を行う体制等、下記を例として必要な対応を契約し、定期的に見直す必要がある。

- 充填・配送要請の手順の共有
- 通信方法（固定電話、衛星電話、携帯電話、SNS 等）の共有
- 窓口担当者の共有
- 患者の安否確認方法と情報共有方法
- 緊急・災害時の確認事項
 - ☞ 充填所の稼働状況
 - ☞ 携帯用酸素ボンベの在庫状況
 - ☞ 対応可能な人員数
 - ☞ 活動可能範囲
 - ☞ 道路状況
- 対応訓練の実施

9. 緊急・災害対策マニュアルの作成

緊急・災害時の的確な対応のためには、平時の準備等が重要である。緊急・災害時の活動においては、リスクアセスメントと平時の訓練・準備で人的被害を最小限に止めることに努めることが肝要である。

(1) 緊急・災害対策マニュアルの作成・更新

平時及び緊急・災害時の具体的な行動を記載した緊急・災害対策マニュアルを作成し、定期的に更新する。なお、緊急・災害対策マニュアルには、従業員の役割分担等を記載する。

<参考資料 3> 「緊急・災害対策マニュアルの記載項目例」を参照

(2) 緊急・災害対策マニュアルの活動開始基準の策定

緊急・災害対応の活動を開始する基準を決めておき、緊急・災害対策マニュアルに記載する。

<参考資料 4> 「具体的な活動開始基準の策定」を参照

(3) 緊急連絡網の作成・更新

従業員の安否確認は、緊急・災害時に初動で行う作業のため、緊急連絡網は、重要なものである。従業員の異動、退職、転居等の都度、更新を行う。

(4) 緊急・災害対策マニュアルをもとにした定期的訓練の実施

定期的な訓練の実施は、緊急・災害時に的確な対応ができるようにするために重要なものであるため、緊急・災害対策マニュアル及び緊急連絡網を用いた訓練を少なくとも 1 回/年以上実施する。可能であれば患者、医療機関、支援事業者なども参加することが望ましい。

10. 緊急通行車両

(1) 緊急通行車両届の届出

自治体への緊急通行車両の届出を事前に行っておく。また、車検、故障、事故等で当該車両が使用出来ない事を想定し、緊急・災害時に備えて複数台を届出しておくことが望ましい。

(参考) 大規模災害に伴う交通規制実施要領

大規模災害に伴う交通規制実施要領（平成 24 年 3 月 8 日付各地方機関の長・各都道府県警察の長あて、警察庁交通局長通知）〔抜粋〕

第 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

(1) (略)

(2) 内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報は、当該対策本部のホームページ等に掲載することを予定している。緊急通行車両であることの確認を行うに当たっては、当該ホームページ等を参照する（掲載がない車両については、指定行政機関等による要請書の写し等を提出させる）とともに、証明書に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。

(3) (略)

第 4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、例えば、次の物資等を輸送することを確認する。

ア 医薬品、医療機器、医療用資材等

イ~カ (略)

(2) 緊急通行車両の燃料確保

緊急・災害時には長時間給油できないことも想定される。そのため、緊急・災害対応型給油所※若しくは最寄りの給油所と燃料確保に関する契約を締結する。

また、ハイブリッド車など低燃費車両、非常用電源が確保できる場合はプラグインハイブリッド車など外部充電機能のある車両の導入を検討する。

※ 緊急・災害対応型給油所とは、災害対応能力を強化した SS（サービスステーション）。阪神淡路大震災後に国の補助事業として平成 8 年度から 22 年度にかけて措置されたもので、各種設備（太陽光発電設備、内燃機関発電設備、貯水設備等）を備え、災害時に緊急車両への優先給油等が行えるように整備された SS である。

Ⅲ 緊急・災害時の対応

1. 活動組織の設置

緊急・災害対策マニュアル等に従い、緊急・災害時の対応を開始する。

2. 患者の被災状況の医療機関への報告

患者の被災状況を医療機関に報告する。

3. 洪水、高潮等の水害時の対策

- 想定外の事象に備えハザードマップで事業所の状況を改めて確認するとともに、随時、情報収集を行う。
- 水没等の被害が生じる可能性のある事業所については、有効な対策を速やかに実行する。(急激な水位上昇などに備えて、土嚢やガムテープ等で通路のドア等の隙間を埋める等)
- 酸素供給装置、重要書類、パソコンなどを上階に移動する。(平時より移動させるもの、移動場所等を決めておく。)
- 必要な電子データ等のバックアップを行う。

Ⅳ 事後処理

患者への緊急・災害対応がほぼ終了し、従業員の安全を確認した時点で下記の事後処理を行う。

- 患者が使用している在宅酸素供給装置の運転状況、患者の状況の確認
- 緊急・災害時の行動、各種情報の記録の作成、保存
- 患者の被災状況の確認結果及び携帯用酸素ポンベの配送等の支援活動結果の医療機関への報告
- 緊急・災害時に紛失した携帯用酸素ポンベ等の高圧ガス保安法に基づく都道府県への届出
- 患者への対応及び他の事業者との協力体制の検証
- 緊急・災害対策マニュアルの検証、見直しの実施

<参考資料1> 緊急・災害時の優先通信について

緊急・災害用伝言ダイヤル171の基本的操作方法について

<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/way/>

緊急・災害時に通信を確保する重要性を考え、以下の優先電話(緊急・災害時優先通信)を読み、まだ優先電話を確保していない事業者は、事前申し込みを行う。

優先電話(緊急・災害時優先通信)とは

以下の情報は、「総務省 HP」より、引用・抜粋している。

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hi_jyo/yusen

優先電話の利用にあたって

- 優先電話の利用にあたっては、電気通信事業者へ事前申し込みが必要であり、かつ、法令で定める指定機関に限られる。
- 指定対象機関に該当した場合であっても、保有する全ての電話回線が優先電話に割り当てられるわけではなく、法令に定める通信を行うための必要最低限の数に限られる。(電気通信事業者の設備容量等の関係から、新規の優先電話の指定が難しい場合もある。)

優先電話の利用に関する注意点

- 優先電話は、あくまで電話を「優先」扱いするものであって、必ずつながることを保証するものではない。緊急・災害時の通信手段については、優先電話のみに頼ることなく、衛星電話、専用線、自営無線等の複数の通信システムの活用とあわせ、防災機関等において適切に確保する。
- 優先電話からの「発信」は優先扱いされるが、技術的な点から優先電話への「着信」については通常電話と同じ扱いとなる。
- 優先電話の割り当てを受けた場合においては、いざという時に確実に利用できるよう、優先電話となる電話機にシールを貼る等して、関係者への周知を行うとともに、優先電話を発信専用電話として利用する。
 - ※ 緊急・災害時に優先電話へ着信が殺到し、利用ができないことがないように注意する。

固定優先電話について

- NTT が設置する公衆電話は、優先電話と同様の扱いとなっているため、通常の電話よりも繋がりが易くなっている。

防災に関する情報

■ ホームページ

- ・ 気象庁 (全国の警報・注意報) :
<https://www.jma.go.jp/bosai/warning/>
- ・ 気象庁 地震情報(「地震・津波」) :
<http://www.jma.go.jp/jp/quake/>
- ・ 気象庁ホームページ キキクル (大雨警報・土砂災害等の危険度分布)
https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level
- ・ 日本道路交通情報センター(「交通」) :
<http://www.jartic.or.jp/>

■ 避難行動判定フロー

- ・ 内閣府防災 LINE 公式アカウント (LINE ID : @bosai)
ハザードマップと合わせて確認することにより、地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。
<https://lin.ee/aL4tRDPe>

注) 上記の情報は、2021年11月時点の情報であり、リンクがなくなっている場合がある。

＜参考資料2＞患者の緊急・災害時の対応

1. 基本的な対応

- 慌てて無理な行動をとらず、家具の転倒等に気をつけ、まずは身の安全を確保する。
- 窓やドアを開けて避難経路を確保する。
- 落ち着いて火の元（ガスコンロ等）を消す。
- ラジオ等で地域の被災情報を入手する。

2. 酸素供給装置の安全使用

- 酸素吸入をいったん止めて、火災の危険性が無いことを確認する。火災が発生している場合には、安全な場所に避難する。
- カニューラや延長チューブ等を火気類に近づけないようにする。
- カニューラや延長チューブ等に着火した場合は、直ちにカニューラを外し、可能な範囲で、次の措置を取り、消火に努める。
 - ☞ 酸素濃縮装置の場合は、電源を切る。
 - ☞ 液化酸素装置の場合は、流量調整バルブを、携帯用酸素ポンベの場合は、元バルブを閉じる。
 - ☞ 消火器等で消火する。
- 地震等で在宅酸素供給装置が転倒した場合は、安全を確認した上で慌てずに、家族等の協力を得て転倒した装置を立て直す。
- 停電等で酸素濃縮装置が使用不能となった場合には、慌てずに携帯用酸素ポンベに切り替える。
- 液化酸素装置を使用している場合は、携帯型液化酸素装置に切り替えて避難の準備をするとともに、使用していた液化酸素装置の流量調整バルブを閉じる。
- 液化酸素装置を使用している場合、自宅付近で火災が発生した時は消防関係者に液化酸素装置があることを知らせる。

3. 避難する際の対応

- 体調が悪くなった場合は、状態が悪化する前に、医療機関に連絡し対処法の指導を受けるとともに、医療機関が受け入れ可能な場合は医療機関に行く。
- 避難する際は、可能な範囲で、お薬手帳や処方流量等が分かる手帳を携行する。
- 避難する場合は、状況に応じて避難先を明示（例：「〇〇避難所に行く」等のメモを残す等）する。
- 時間に余裕がある場合は、次の作業を行ってから避難する。
 - ☞ 酸素濃縮装置は、電源が復旧した際の無人運転による火災事故等を防ぐため電源コードのプラグをコンセントから抜く。
 - ☞ 液化酸素装置は、流量調整バルブを「ゼロ」にする。
 - ☞ 設置型携帯用酸素ポンベは、容器弁を閉める。
- 呼吸を整えるため、指導を受けた呼吸法（口すぼめ呼吸や複式呼吸）を活用する。

※ この内容は、いざというときに対応できるよう優先順位を考慮し、箇条書きにして患者に渡しておく。

＜参考資料3＞緊急・災害対策マニュアルの記載項目例

1. 平時の準備

(1) 情報の整理

- ① 従業員の緊急連絡網
- ② 緊急・災害時のための活動組織の編成(役割分担、具体的な行動内容等)
- ③ 医療機関の緊急連絡先(連絡窓口、電話番号、FAX 番号等)
- ④ 患者の連絡先(住所、電話番号等)
- ⑤ 自宅以外の第二連絡先(例えば、親族、親戚、訪問介護事業者等)
- ⑥ かかりつけの医療機関の連絡先(医療機関名、主治医名等)
- ⑦ 各地方公共団体で定めている地域ごとの避難先関連情報
- ⑧ 緊急・災害時の緊急対応についての関係者による具体的取決め(医療施設、家族、在宅酸素事業者等)
- ⑨ 患者支援活動の優先順位
- ⑩ 緊急通行車両の事前届出及び標章申請要領
- ⑪ 緊急・災害時の通行情報入手ルート

(2) 緊急・災害対応体制の整備

- ① 祝祭日を含めた 24 時間連絡対応体制
- ② 酸素供給装置(携帯用酸素ボンベ、酸素濃縮装置等)の備蓄
- ③ 燃料等の備蓄
- ④ 非常用電源等の確保
- ⑤ 緊急・災害対策マニュアルにもとづく定期的な教育・訓練
- ⑥ 代行対応事業者、再委託事業者との緊急・災害時の体制構築

(3) 緊急・災害活動開始基準

2. 緊急・災害時の対応

(1) 従業員の安否確認

(2) 活動組織の設置

(3) 患者支援活動

① 患者の被災状況の確認

患者のリストで優先度の高い人(酸素依存度の高い人、独居高齢者等)から連絡開始
患者の被災状況の確認を電話、患者宅訪問等の方法により下記の順に実施

ア 安否

イ 停電状況

ウ 携帯用酸素ボンベの残量と補充の要否(補充依頼を受けた場合は配送手配)

エ 避難や入院の予定、避難先や入院先

オ 在宅酸素供給装置の異常の有無と緊急訪問の要否

カ 緊急・災害時の連絡方法(医療機関、家族、事業者)

② 必要な患者に携帯用酸素ボンベの配送、医療機器の交換・点検等の支援活動を実施

ア 必要に応じて、原則として最寄りの警察署で発行される緊急通行車両標章を手配

イ 携帯用酸素ボンベ充填配送業者と密接に連絡をとり、充填場の状況、配送対応の可否を確認

ウ 停電の場合、酸素濃縮装置は使用できないため携帯用酸素ボンベの配送、設置

(4) 医療機関との連携

医療機関に患者の安否、対応状況を適宜報告

＜参考資料4＞活動開始基準の策定

緊急・災害活動開始基準の策定は、以下を参照し、地域の状況や自社の体制等を勘案して設定する。

1. 地震

- **震度5弱以上**
 - ・ 従業員・家族の安否確認
 - ・ 該当地域の停電発生状況の確認
(停電が発生している場合)
 - ・ 停電地域の患者に対して被災状況の確認作業
 - ・ 携帯用酸素ボンベの配送等の支援活動
- **震度5強以上**
 - ・ 従業員・家族の安否確認
 - ・ 該当地域の停電発生状況の確認
(停電の有無にかかわらず)
 - ・ 停電地域の患者に対して被災状況の確認作業
 - ・ 携帯用酸素ボンベの配送等の支援活動

2. 気象災害

- **警戒レベル3**
 - ・ 充填・配送業者へ携帯用酸素ボンベの在庫の確認
 - ・ 気象警報が発表された地域の患者数、居住位置、避難場所及び通行危険箇所等の確認
(停電の発生又は避難指示の発令)
 - ・ 停電発生地域又は避難指示地域の患者の被災状況の確認及び携帯用酸素ボンベ配送等の支援活動を開始
- **警戒レベル4**
 - ・ 当該地域付近にいる従業員に対する安全な地域への避難指示

避難情報に関するガイドライン 内閣府(防災担当)

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/hinan_guideline.pdf